

令和6年2月 河北町農業委員会総会（第2回）

令和6年2月26日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

|      |        |    |      |        |    |      |       |    |
|------|--------|----|------|--------|----|------|-------|----|
| 1 番  | 岡崎 学   | 委員 | 2 番  | 布川 峯夫  | 委員 | 3 番  | 押野 利浩 | 委員 |
| 4 番  | 関 紀子   | 委員 | 5 番  | 奥山 ちか子 | 委員 | 6 番  | 木嶋 啓治 | 委員 |
| 7 番  | 堀 和彦   | 委員 | 8 番  | 安部 敏明  | 委員 | 9 番  | 高橋 清  | 委員 |
| 10 番 | 逸見 三和子 | 委員 | 11 番 | 奥山 喜幸  | 委員 | 12 番 | 後藤 慶治 | 委員 |

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長  
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年2月26日（月曜日）午後1時54分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第7号 農用地利用集積促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 宇野事務局長

皆様お疲れ様です。ご案内の時刻より5分程早いのですが、皆様お集まりですので始めたいと思います。それでは、只今から令和6年2月河北町農業委員会総会を開会いたします

す。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

皆さんご苦労様でございます。この前まで春のような陽気でしたけども、大分雪が降りまして北東北の方は、盛岡の方はお昼までも除雪終わらないそうです。今夜もっと降るような体制で今日一日、何か夜中までかかるような情報入ってます。その辺もさらっと除雪するような程度で終わってくればな、と思っております。

それから、今国会の方で食料・農業・農村地方法の審議とありますが、委員会の方でなされていたようです。その中でちらっと見た情報で、所謂基幹的農業者、120万人全国にいるそうでございます。それが20年後、30万人にまで減っていくそうです。それを議員さんが岸田総理に質問している。岸田総理の答弁は、ロボットロボット、スマート農業というような答弁に対して、農業っていうのは、工業生産のようなものが出るわけでもないです。やっぱりある程度人の確保っていうのは必要なんでないかな、という思いで国会審議、ちらっとですけども、見ていたわけでございます。本当に20年後っていうと、今の地域計画は10年後なんですけども。その中で果たして20年先まで見なくても。5年後10年後地域計画話し合っている中で、農家は死ぬまで農業やるんですけども。所謂基幹的農業者として、本当に何人、何戸残っているのか。外から担い手を連れてくることができるのか。農業者として残っていても、果たして今20町歩やっている耕作を50町歩あるいは100町歩とやっていくことができるのか。その辺私達の農業委員会、これからは遊休農地、耕作放棄地の改善、いろいろと進めていかなくはない中であって、あわせて担い手と、農地の保全。あえて耕作と申しません。保全をいかにやっていくか、本当に正念場に来ているのかな、という思いであります。

あと、今日の、昨日かな。農業新聞で何かこれから補助金の申請をするに当たって、所謂環境型農業にどれくらい取り組んでいるか。それによって、まあ、交付しないって訳じゃないでしょうけども、かなりのウェートを占めていく、なかなか大変な時代になりますけども、私共農業委員会としては担い手の育成、それから農地の保全、そういったことを含めて皆様にはご尽力いただきたいと思います。いろいろと河北町にとってまだまだ考えることありますけども、昨日今日のニュースを見て、皆様方に考えていただきたいと思います。いましてお話をさせていただきました。今日はご苦労様でございます。

○ 宇野事務局長

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。7番 堀委員、8番 安部委員、お願いいたします。

それでは早速議事の方に入らせていただきます。報第3号 農地法第3条の3第1項の

規定による届出について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号7番 所在地 谷地字岩木（イワキ）●●●●、畑、ほか2筆で計2, 449㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらいますが、谷地字岩木の畑についてはあっせん希望とのことです。

次に、申請番号8番 所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、樹園地、ほか9筆で計15, 115㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されました。取得後は●●●●さんに耕作してもらいますが、谷地字下釜（シタガマ）の畑については、あっせん希望です。

次に資料2ページ、申請番号9番 所在地 谷地字真木（マキ）●●●●、田、ほか1筆で計778㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらいますが、谷地字槇川向（マキガワムカイ）の畑については、あっせん希望です。

次に、申請番号10番 所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、畑、ほか2筆で計1, 470㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するそうです。

次に、申請番号11番 所在地 大字岩木字岩木（イワキ）●●●●、畑、ほか9筆で計17, 680㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妹の●●●●さんが相続されたものです。取得後も農地中間管理事業を通して貸し出すほか、字岩木の畑についてはあっせん希望です。

次に資料3ページ、申請番号12番 所在地 大字溝延字サビ●●●●、畑、ほか1筆で計1, 637㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するそうです。

次に、申請番号13番 所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか1筆で計1, 064㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作しても

らうとのことです。

次に、申請番号14番 所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノキ）●●●●、畑、ほか1筆で計17,464㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらうそうです。

次に資料4ページ、申請番号15番 所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、畑、ほか10筆で計14,311㎡です。所有者●●●●相続財産について、●●●●さんが相続したものです。取得後はこの後、議第6号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご審議いただきますが、株式会社●●●●さんに耕作してもらうほか、子の●●●●さんに使用貸借するそうです。

次に、資料5ページ、申請番号16番 所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●●、田、ほか1筆で計6,150㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、一部売買予定とのことです。

次に、申請番号17番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●●、田、ほか4筆で計8,633㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後は、この後議第6号でご審議いただきますが、株式会社●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号18番 所在地 大字溝延字千莉（センガリ）●●●●●、田、1,894㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料6ページ、申請番号19番 所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●●、田、ほか3筆で計6,750㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するそうです。

次に、申請番号20番 所在地 谷地字下釜（シタガマ）●●●●●、畑、ほか1筆で計1,328㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後は●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

以上14件ですが、あっせん希望のところは、各地区の皆さんに配布しております。以上です。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。今回結構あっせん希望のところあります。貸し借りなのか、あるいは売買まで進むのか、そういった点をふまえながら、わざわざどうすんなだ、なんて聞くのも大変でしょうけども、出来るだけ相続人の相談にのっていただいて、親身になって、出来るだけ荒れ地にならないような形で進めていただきたいと思います。

何か皆さんからご意見、ご質問ありませんでしょうか。はい、押野委員。

○ 押野委員

えー、15番、相続財産ということで、民法第958条の2の審判という、これ具体的な内容教えてもらえますか。

○ 事務局（奥山）

はい、結局は裁判によって、利害関係者のうちの一人に相続させるという決定が下されたという内容です。法定相続人がいない方だったので、財産どうしようとなったんですけど、その方が申し立てして、相続人となることを裁判所が認めた、というものです。

○ 議長（会長）

これは、苗字違うからあれなんですけど、第三親等まで入ってるんだか。

○ 事務局（奥山）

そこまではわかりません。

○ 議長（会長）

甥っ子姪っ子、あと上上って、その辺まで行くんだべ。

○ 事務局（奥山）

今回は借金関係じゃないでしょうけど、何らかの縁故者の方ということです。

○ 議長（会長）

その辺は関委員の方が詳しいかもしれないけど。何かほかにありませんか。なければこのまま進めていこうと思います。

それでは、次に進みます。報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の7ページ、報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号 15 番及び 16 番、所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、畑、ほか 7 筆で計 3, 383 m<sup>2</sup>です。渡し人の、●●●●相続人●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作するためです。

次に申請番号 17 番、所在地 谷地字霊堂（レイドウ）●●●●、田、1, 897 m<sup>2</sup>1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業を通して他の方に貸すためとのことです。

次に申請番号 18 番、所在地 谷地字霊堂（レイドウ）●●●●、田、1, 117 m<sup>2</sup>1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも農地中間管理事業を通して他の方に貸すためとのことです。

次に申請番号 19 番及び 20 番、所在地 大字岩木字童子（ドウジ）●●●●、田、2, 673 m<sup>2</sup>1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、県事業で用地買収予定のためとのことです。

次に資料 9 ページ、申請番号 21 番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、1, 008 m<sup>2</sup>1 筆です。所有者●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてでご審議いただきますが、他の方に貸すためです。

次に申請番号 22 番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか 1 筆で計 6, 121 m<sup>2</sup>です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてでご審議いただきますが、売買のためです。

次に申請番号 23 番及び 24 番、所在地 西里字中嶋（ナカジマ）●●●●、田、ほか 1 筆で計 2, 596 m<sup>2</sup>です。所有者●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後議第 6 号でご審議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

以上 10 件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様です。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。無ければこのまま進めさせていただきたいと思います。議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の10ページをご覧ください。議第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号12番、所有権の移転です。谷地字霊堂（レイドウ）●●●●、田、761㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、病気等で労力不足のためということです。

次に申請番号13番及び14番については、所有権の移転で、住宅に接続しやすくするための交換になります。

申請番号13番所在地 谷地字所岡（トコロオカ）●●●●、田、ほか1筆で計582㎡。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

申請番号14番所在地 谷地字所岡（トコロオカ）●●●●、田、582㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。

次に申請番号15番、貸借権の設定です。所在地 大字岩木字童子（ドウジ）●●●●、田、ほか1筆で計5,304㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号16番、貸借権の設定です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、3,721㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に資料11ページ申請番号17番、使用貸借権の設定です。所在地 西里字土入（ドニュウ）●●●●、田、ほか4筆で、計7,090㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望のためということです。

次に申請番号18番、使用貸借権の設定です。所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、田、ほか4筆で、計2,223㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望のためということです。

次に申請番号19番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、畑、ほか6筆で計3,940㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●

●●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給のためということです。

次に資料12ページ、申請番号20番、所有権の移転です。所在地 谷地字草野（クサノ）●●●●、田、1, 022㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、圃場が遠いためとのことです。

次に申請番号21番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑、228㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望のためです。

次に、申請番号22番、貸借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか1筆で計3, 946㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に申請番号23番、貸借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、1, 008㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためです。

以上12件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、これ現地調査報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、12番霊堂なんですけども、ここは田んぼ問題ないんですけども。受け人の●●●●さんていうのは田んぼは貸してるんですけども。ここもそのようになるのかな、と思いました。あと13、14番ですけども、所岡ですね。ここ書いてあるように、住宅並んでるんです。●●●●さんと●●●●さんていう方が、各々の住宅についたところ、田んぼを交換して、各自分のところに繋がりやすくするようなんで、そのところは問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。それでは15番からお願いします。

○ 堀委員

15番、●●●●さんと●●●●さんのところ、●●●●さんが稲刈り等全部引き受けてやってるんで問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい。もしあれだったら20番の方も。あ、これ谷地だか。ごめんなさい。では16番の方お願いします。

○ 布川委員

16番、見てきましたけども、これは、ただ、この奥さんが多分、やってたんだと思いますけれども、一部荒れてて一部なんか綺麗になっていた状態でした。山王の●●●●番ていうの、19番だな。これも、綺麗に桃だか整地なってて、多分、●●●●さんがやってたんだと思いますけども、綺麗に整地なってて、順調に育ってた様子でした。

あと、私月山堂の19番、●●●●というところ、これ面積がこれ三角で何か機械入れないみたいな状態で、誰が使う、耕作するに大変だなあという思いで見てきました。多分●●●●が作ってたやつが、何か分離なったやつみたいで、トラクター入るのも、何か大変だなあ。耕作する人大変だなあと思って、見てきました。あと下の方の方も、眺めてきましたけども、●●●●、●●●●、●●●●、ここは雪でちょっとわからなかったんですけども、荒れた場所はありませんでした。多分使う人、●●●●さんが綺麗にしてくれると思いますので、大丈夫だと思います。以上です。

あと●●●●さんのところ、残ってます。

○ 議長（会長）

お願いします。

○ 奥山（ち）委員

●●●●さんのところ、田んぼを●●●●さんが作るということで、両者ともこれまでも田んぼ作ってらっしゃるので問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、20番は。

○ 奥山（ち）委員

20番、これ●●●●さんの田んぼ、●●●●さんって岩木なんですけど、これ吉野なんです場所。この田んぼ、それで、●●●●さんの、新規の田んぼが吉野にありますって、その田んぼを、●●●●さんが、作ることになって、一部が離れて、●●●●さんがあるんだと思います。それ、遠いのでできないので、一緒にお願いするっていう話でした。

○ 議長（会長）

21番お願いします。

○ 押野委員

21番溝延黒木渕（クロキブチ）の農地ですけども、梅ノ木を、●●●●さんが今、枝を切ってます。農機具、格納、ハウス等ありまして、あと野菜畑と入ってます。んで、●●●●さんは婿さん、旦那さんと2人で定年後に何らかの形で、やるんだと思います。ハウス所有してる●●●●さんは、●●●●さんと、親戚ということで、管理なってますんで、大丈夫だと思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい。ありがとうございます。

○ 安部委員

17番の●●●●さんと●●●●さんなんですが、親子関係になります。西里の田んぼは、サンスポーツランドに近いところで道路に面してる場所で、現在は畑として使われているようでした。

谷地十二堂の樹園地に関しては、家のすぐ隣ということで、さくらんぼのハウスが建っています。残りの場所については、田んぼとして使われておりました。

●●●●さんは、新規就農者でも名前しっかり挙がっていて、いろんな会議等、来ていただいたりするので、ちゃんとやってくれると思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。では、18番お願いします。

○ 岡崎委員

18番ですが、先日、受け人の●●●●さんに、お伺いして、お話をいただきました。ちょうど、自宅と県道ローソンから南に抜ける県道の、間に、位置する農地になります。●●●●さん本人は、機械はまだ所有してなくて、案件が通り次第、借りるところを探すと仰っておりました。半分田んぼ、あと半分はまたちょっと未定ということでした。でも、10年は少なくともやりたいという気持ちを持っていたので、まあ、審議をお願いしたいと思います。

○ 議長（会長）

これは、使用貸借なもんだから、これ所有者と●●●●さんとは何か縁故的なものがあるんだか。それとも半端な農地だからか。何か分かる範囲内でお願いします。

○ 岡崎委員

私に分かるのは、3年間は工事関係で耕作されていない所で、その前は豆を耕作してたということでした。

○ 議長（会長）

だと、この縁故関係はわからないんだな。

○ 岡崎委員

分かりませんでした。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見ありますでしょうか。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

1 2 番の●●●●さんと●●●●さんの契約に関してなんですけども、私知り合いなので、ちょっと説明と思いまして。これ1枚の田んぼではないんですね。●●●●さんの田んぼに●●●●さんの田んぼが混ざっていたと。●●●●さんが他の人に作ってもらっているというので離農したんですけども。将来売り買いする時に面倒くさくなるので、●●●●さんが何とか買ってくれないか、と来たもんで別に作ってた訳でないのではないんだけど、1枚の田んぼになってた方が後で売るとき売りやすいと、そのような形でいきさつあったようです。

○ 議長（会長）

はい、わかりました。木嶋委員。

○ 木嶋委員

1 6 番なんですけども。●●●●というか、どのくらい河北町に来てるかわからないんですけども。山王で1 2, 0 0 0 円、水利費とか払うと結構な値段になってしまうんだろ  
うなあ、と思ったんですけども。

○ 議長（会長）

これ、なおかつ、これ一筆でいくと3反7畝のうちの半分ぐらい。残りっていうのは畑  
みたいになってたんだか。

○ 布川委員

全部高くなって、1メートルくらいなっていたんだな。変形で高くなって田んぼには出  
来ないんだ。畑みたいになっていたんだ。入口も狭いんだね。

○ 議長（会長）

この●●●●に関しては、溝延のこの前の1回目の地域計画の話し合いも、2人して来  
てたんだっけ。各地区の会議に、行ってんのか、それわかんないけど溝延の2回目は来な  
かったけども、1回目は、2人して来て、いろいろと図面見ながら、周りの情報収集って  
いうのかな。そういう感じで、溝延に関しては寒河江川の向こうの熊野嶋っていう地域そ

こで5反6反歩くらいかな。溝延の人が投げたやつって言うか。何とか作ってるみたいな感じではあるんだけど。地域計画の話合いにも来てるぐらいだから。米屋さんで、そういったグループの、木嶋さんあたり話聞いてるかかわかんないけども。スーパーの多店舗化じゃないけども、とにかく、ある程度、増やしていかなければ、ならない状況にはなってるんだっていう話を聞いたときあるんだっけ。

あと、東根の方はもっと放棄地みたいな所あるんだから、あの辺ではなんぼも集まるんだろうな、と思うんだけど。一応、ただそうやって、今んとこ、そういう誰もちょっと手出さないようなところは率先して、作ってるようで、将来的に、どういうふうに持っていくのかはちょっと、うん。

○ 堀委員

北谷地の地域計画さも来てたっけ。

○ 事務局（奥山）

全部入ってました。

○ 議長（会長）

その辺、どういうふうになっていくのか、地域内の農業法人とも違って、なかなか、ただ本業がほら、この米穀屋さんっていう関係上、どういうふうに、なっていくのか、ちょっと、名前は稲なんだけど、田んぼならないようなところまで借りてるっていうのは。畑作まで考えているのか。

○ 押野委員

さくらんぼもしてるそうです。人結構雇って。

○ 議長（会長）

その辺もう少し注意深く見て行って、いただきたいと思う。あと何か皆さんから。はい、堀委員。

○ 堀委員

19番なんですけども。これ確か5ページの相続のやつで、所有権移転なってて、田んぼと畑は息子さんして、残りの田んぼは●●●●さん耕作するってことでいいんでしょうかね。

○ 布川委員

後から出るけど、●●●●でやるって言ってたっけ。畑に関しては自分でするのかもしれないけど。

○ 議長（会長）

●●●●さんとこ、果樹は自分の所でやってるから。息子さんは県職員で。

○ 押野委員

定年見越してやるそうです。

○ 議長（会長）

定年間際で、今も手伝っているようです。ただこれも田んぼに関しては大分●●●●さんと難しいいきさつがあったような所で。うん。まず、月山堂の田んぼに関しては●●●●●さんの方でやるそうですので。

○ 堀委員

はい。

○ 議長（会長）

あと何か皆さんの方から。無ければ、このような格好で許可したいと思います。

○ 布川委員

会長、もう一つ聞きたいんだけど、貸し借りで大体8, 500円で、東根あたりは12, 000円なんだけど、東根で下げるみたいな情報はないんだべか。水利費10, 000円取られて、手数料が2, 000円くらいだとかって。

○ 事務局（奥山）

東根の方は所有者の方が水利費払ってるということで、その分上乗せなってるって聞きました。

○ 布川委員

んだよね。高いんだよね。ますます上がるというような話は聞いてないですか。

○ 事務局（奥山）

話は聞いてないです。

○ 奥山（ち）委員

話し合いで決まるってなってるんだけど。

○ 布川委員

東根の長瀬あたりでも違うらしいんだ。

○ 議長（会長）

事務局の方でも少し情報収集してください。皆さんの方でも情報収集していただいて、大分河北町からも向こうの方所有してる人いるもんですから、その辺情報収集の方よろしくをお願いします。あと何か皆さんの方から。なければ次に進みます。

議第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の13ページをお開きください。議第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料14ページが総括表ですが、貸借権設定が60件、使用貸借権設定が1件、所有権移転が3件です。

資料15ページをご覧ください。所有権の移転です。申請番号29番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか1筆で計6, 150㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当260, 000円で、総額1, 599, 000円です。

次に申請番号30番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか1筆で計4, 019㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当223, 936円で、総額900, 000円です。

次に申請番号31番、所在地 谷地字弥勒寺（ミロクジ）●●●●、樹園地、2, 308㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当150, 000円で、総額346, 200円です。

次に申請番号32番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか1筆で計6, 121㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当400, 000円で、総額2, 448, 400円です。

次に資料16ページ、貸借権の設定です。申請番号33番から51番につきましては、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。資料22ページ、申請番号52番から92番につきましては、農地中間管理事業による貸借権の設定です。いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上64件よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

はい、これ●●●●は代理代表者ではないけども、抜けらんなねが。

○ 事務局（奥山）

一応、売買の時は抜けてもらってました。

○ 議長（会長）

では、奥山職務代理に関する議案がありますので、採決の間ご退出願います。

————奥山職務代理退出————

はい、それではこの件に関して何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。

○ 奥山（ち）委員

1反歩あたりの単価が40万円というのは意外に高いかなあ、と。

○ 議長（会長）

溝延、変形田とかちょっとほら、水上がったところ以外はやっぱり、3反歩1枚、いらないのを無理して買うのだと、90万円。人から取られて、ちょっと悔しいとなると、やっぱり100万ちょっと。だから、3反歩1枚で100万から110万ぐらい、ちょっと40万だと。だから、●●●●はちょっと頑張ったのかなっていう気はするけども、大体、そのぐらいの価格だからちょっと頑張ったのかなってぐらいの。

○ 奥山（ち）委員

ああ、そうなんですか。

○ 堀委員

基本的に売買する時は相手との話し合いだって言うんだもの。金額で特別3倍も4倍もだと何かあんなだか、って聞くけれども。それ以外は何もお互いで決めた値段だから、他の人あーだのこーだの言えない気がするんだけども。

○ 奥山（ち）委員

それはそうだけでも。

○ 議長（会長）

あと先月だかその前だかあったけども。売る人も買う人も、いわゆる今のこういう相場20万30万っていう相場知らないで、これ100万円みたいな。要するにもう20年も、前の相場みたいなで、1反歩100万ぐらいだんねがって、相場で話進む人もいるし。やっぱり今もう、畑なんかほら、荒らしてるからって、売ったらいいんねが、て話するところあるのよ。だとやっぱり昔の感覚で、荒れっただけども1反歩50万100万なんて言う人もいて。いやいや、今10万ぐらいの世界だはって、仮に、抜根したりなんかさんなねから、10万でも高いみたいだって、やっぱり聞いて引っ込めたり、結構そういうのが、

耕作放棄地で、いろいろしゃべってみると、そういうのが、いわゆる相場、果たして安いのがいいのか悪いのか別にして、ただ今の相場感覚っていうか、やっぱり、売る方もちょっと、だからやっぱり私らが仮に中に入って、あっせんなんていうことをやれば、やっぱりその地域だけでなく、だから、谷地のこういうとこどうだ、溝延の、今回出てきた扇田あたり、田んぼするには割といい条件のところでも、最大でもこのぐらいっていうことをやっぱり頭に入れてもらって、あっせんの仕事をしていただきたいなあって思っております。

よかったら、谷地あたりの方、前の舟戸下泊川あたりの畑、まとめて1町歩ぐらい欲しいっていうのであれば、頑張りますので、ぜひ。

○ 奥山（ち）委員

聞かれたりするとき、今1反部ってどのぐらいやって聞かれることが多いので、そりゃね場所によって違うんだけどって言ったら、大体はっていう目安ってあるもんだから。あまりね、高い目安でもって。

○ 議長（会長）

寒河江も農業委員会、今日、総会やってると思います。んで、仮に寒河江地番なんだけど、今回1反歩1反歩で2反歩うちで買うんだけど、やっぱり向こうの場合だと1反歩区画なんだけれども、そして水路も両排水路一緒のやつ。こっちみたいに用水路は用水路、排水路は排水路って基盤整備なってるんじゃないのに、やっぱり向こうの方で●●●●っていう、のが30万とか、40万とか、そういう値段つけて、まずこの場所も見ないでよし買ったってような格好で、だから困ったら●●●●って話があるぐらいでは。だからどうしても、今回2反歩で、1反歩当たり25万で、50万で、買うんだけど。

少し高いなあと思いながらも、やっぱり周りのちょっと相場見ると、畑でそんなもんなのかなあっていうふうに。なんかちょっと場所変わっただけで、そのぐらい。

その辺はせめて町内は、皆さんここに大体単価出るもんですから、頭に入れといてください。だから一般的にはそんなに地域差っていうのは無くなったのかなあって昔みたいに。北谷地あたりの売買のところにね、昔は北谷地えらい安い、うちの岩木原ノ内なんかタダでもいいはって言われた時期やあったんだけど、そんなのかなあって思いますので。あと何か皆さんから、ご意見、なければ奥山さん、ちょっと奥山委員を読んでください。

———奥山職務代理着席———

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。奥山委員のところの、単価が高くないんだか、って話になりましたが、●●●●で頑張って買ったんでないかと話しました。

私からちょっと皆さんにお願いがあります。認定農業者の方の、地域の調整会議の方で。そんなに頻繁にはやってないかと思いますが。他の地区なかなかやってないと思います。なおかつ、地域の農業組合長さんの判子であったり、皆さんの判子であったりすると思い

ます。皆さん地域の農業者のことで、問題ないかと思えますけども。再度確認していただきたいなと。その上で皆さんの確認の判子ついてもらいたいなと思えますので、その辺よろしくをお願いします。

それでは次に議第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の30ページをご覧ください。議第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について河北町長から農業委員会の意見を求める旨の依頼がありましたので、審議するものになります。

資料の31ページをご覧ください。中間管理事業の借受者変更によるものです。内容につきましては、一覧のとおりですが、右側が元の借主で、左側が新たな借り受け者になります。いずれも地区の調整会議で協議されたものです。

以上83件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見。はい、押野委員。

○ 押野委員

ちょっと戻っていいですかね。中間管理事業の件で、24ページの52番。10アール当たり4,800円。あとは、72番、62番と、10アール当たりの賃借料8,000円、8,500円と、これは74番73番と、これは町内で決めたA地区B地区C地区と、これで決められた賃借料でしょうか。

○ 事務局（奥山）

ちょっと把握しておりませんが。

○ 押野委員

例えば52番の、谷地字東の●●●●さんから●●●●さんへの水田、これは条件的に悪い田んぼなのかどうか。

○ 議長（会長）

堀委員か高橋委員、場所の把握、分かるかこういう安いところっていうのは。

○ 高橋委員

大体は分かるけども。場所によって全然。新吉田、岩木原ノ内なんかは地目田んぼですけども。減反政策始まってからずっと畑状態で田んぼにならないような場所で、5年に1回の水張条件ていうのからすると、減反作物植えても奨励金もらえないと。そんな中で、

昔の基本、5畝歩1枚の畔勝手に壊して1枚にしてるみたいなよ、そんな場所で賃借料がABCのCランクでもいいんねが、となったり。あとは通常の所であれば

8,500円。だから場所場所によってもう少し、年貢を細かくしてもいいんねがっていう意見があって、条件の悪いところはそれなりに、安くなっていると。そういうあれだね。

だから、場所によって、一度基盤整備したから、例えば三角の田んぼでもAランクだと言って高く年貢してたこともあったけど、それはあまりにもひどいべって言ったら、それは個々にとってそこそこで契約は後から交渉して決まったりとか、そういった流れになってますね。条件が違うとやっぱり、状況悪いとこ誰も借りる人いねがら。安くしないと誰も借りねなんねがってことでこうなってるなんねが。

○ 木嶋委員

東の方が東の方ですけども、これも堤防沿いの前全般に水上がったところだと思います。一般道でなくて、所謂押切道のとこ下って行った所だったと思います。

○ 押野委員

B地区とかC地区とかなってますか。

○ 木嶋委員

なってると思います。

○ 議長（会長）

溝延のA地区B地区と違うんだ。ただ、調整会議で具体的な賃借料が出てこないよね、

○ 押野委員

誰が借りるかはあるけどそこが出てこないんですよ。

○ 堀委員

そもそも借りる人いねいべってことで、北谷地では細分化もっと細かく、分けたなよ。だから賃借料の表見てもらうと分かるけど、北谷地地区はもっと細かく分かれてるはずなんだ。

○ 奥山（ち）委員

押切の話なんだけど、持ってる人と作ってる人は分かってて、その水上がるのよね。最上川の水が上がるとかぶるのよ時々。だから、多分これはもう、安くしないと借りないから。だから相対っていう部分、そういうことがあるんだと思います。

○ 押野委員

わかりました。

○ 議長（会長）

5 年今度水張問題あって、一昨年始まったのかな。丸 2 年経過して。あと 3 年しかないわけだ。ちょうど今度小作料の改定も、来年再来年あたり、出てくるのかな。だと基盤整備でも取り組みば、また別けども、それ以外のところってのは、なかなかさっきの岩木原ノ内、それから場合によっては吉野、畑地化したみたいなところ。ああいうところっていうのは、もしかしたら、ただでもは、作らないという状況が出てこないのかなっていう。

やっぱり転作しても 35,000 円の交付金が大豆作ってもこないんであれば、なかなか、野菜とか何か、金になる作物で、収益を得るんであれば、交付金なくてもいいんだけど、やっぱり面積をするときには大豆ってのが一番なもんだから、やっぱりその交付金が出ない田んぼってのは、取れなくても 8,500 円ぐらいで小作料が動いてる中で、なかなか、その辺がこれから、大きな問題、2 年後の小作料の改定、のときに、そういった問題がかなり出てくると。小作料の下落っていうか、そういうのが出てくると。だからそのへんも危惧していて、なおかつ、作る人も高齢化になってて、その辺、皆さんの方からちょっと目を光らせておいていただいて、していかないと、本当に川西や高畠みたいに、田んぼの中に、萱刈場みたいなのが出てくる地域が出てくるなんねがなってちょっとその辺、危惧しておりますので、はい。

○ 事務局（奥山）

5 2 番のところなんですけど、確認したところ、例話 5 年度の参考賃借料に書いてありまして、一番下の所の B 地区に該当になってたので、4,800 円で、特に安くした訳ではありませんでした。

○ 議長（会長）

はい、だそうです。あと、あれ等、奥山委員もいるので言うと、●●●●さんの状況ってのは、何か聞いてるか。

何かもう、畑中地区の方では完全に●●●●さん撤退だべがらね。誰かいたんだか。1 人ぐらい。

○ 奥山職務代理

畑中にはいないです。造山に 1 人。

○ 宇野事務局長

西里地区の方でやるということで、JAさんのライスセンター無くなるんで、自分たちでも頑張らんねえ、みたいな話し合いを進めてます。

○ 堀委員

あれ、JAのライスセンターなくなるの。

○ 宇野事務局長

6、7年産まで出来るのかな。そのあとは無くなります。

○ 堀委員

無くなるっていうのは初耳だな。

○ 宇野事務局長

J Aの理事さんからは聞いてませんか。

○ 布川委員

無くなります。俺は理事じゃないけども。

○ 議長（会長）

堀さん、引き受けたらいいんでないか。

○ 堀委員

引き受けるって言えばよ、今までライスセンターで引き受けてたのをどこで引き受けるかっていうのをよ。

○ 宇野事務局長

そこはJ Aさんの差配だと思いますけども。西里さんが24町歩くらいそこに入れてたんだJ Aさ。それなくなっから、●●●●さんで少しライスセンターさ今ある乾燥機と足して、補助事業使ってみたいな話を検討中みたいです。

○ 布川委員

補助事業は使わないって言ってたっけな。

○ 宇野事務局長

中山間なんで、平場だと50町歩規模だけど中山間だと半分くらいになるんで。まだそこ全然相談来てないんで。

○ 布川委員

あと吉田で建てるような話をしてたっけな。

○ 宇野事務局長

農業法人さんにはどうするという話をしました。でっかいから話はしたみたいよ。

○ 押野委員

老朽化なんですか。

○ 宇野事務局長

いや、河川工事になって、県で買収するんです。どうしても、老朽化もあるんだけども。どうしてもかかるもんだから、潰さざるを得ないんだっけ。ただ、ほとんど敷地残るんだけどね。

○ 堀委員

乾燥機2つあるうちの少しかかるくらいだっていうのは聞いてたんだけども。だからそっち側の舗装なった部分とか、ああいうのは残るんだけども。

○ 宇野事務局長

だから、そんなに大きくないものだったら、敷地され借りれば建てられないことはないのよね。ただ県の方の条件としては、令和7年度中に引き渡してください、と。解体して。

○ 奥山（ち）委員

何か利用率あんまり良くないから、大変なんだそうだね。経営していくのが大変なんだって。

○ 宇野事務局長

大体年間4～500万ぐらい赤字になってるんじゃないですか。

○ 議長（会長）

んで今農協さんだから、その整備費みたいなが、あれだけ。仮にあれ農協さんから離れた組織がやった場合、多分修繕費で、万歳。あと人使った人件費とかで多分。だから、やっぱりあの施設使って修繕して、農協さんが綺麗にして新しい機械で貸すよっていうんであればまた別なんだろうけども、いわゆる居抜きで自分たちで整備してください、新しい機械を入れてくださいって言ったら、ちょっと大変な状況になるべな。今なんぼ、4～50町歩かな。処理してるのが。

○ 宇野事務局長

50ぐらいかな。

○ 堀委員

50町歩くらい、ては聞いてたけども。私もちょっとあそこさ、少し稼いだけれども、当初の説明では200町歩出来るって言うけけども、働いてて、これ200町歩、5、6年働いて、これ、200町歩さったもんでないな、と思って、人さ聞いたのよ。そしたら、200町歩できます。12人で24時間体制の稼働率だと、できますって言うのよ。そう

いうふうなことを、みんなさ説明しないで、荷受けも手間かかる。160町歩したんだっけけども。その時やっぱり、夜中まで、とてもじゃないけど、と思って。

○ 議長（会長）

だから、あの時、私らもあのあたりに、田んぼの中に20町歩、できるのって。7町歩ぐらいの時だけと。20町歩販売できる、ライスセンターだっけ見に行ったんだけど、実際は、20町歩、水稻は20町歩までいかないんだけど、そこそこになってきたらば、もう手狭では。やっぱり頭で机上論で考えるのと、実際にじゃあ、図面で書けば、ぱんぱんぱんってなるんだけど、なかなかそうはいかない。だから、やっぱりこれ以上田んぼが増えれば、当然どっちかということを考えていかないし、だからその辺は、果たして費用対効果で設備投資して、もっと増やしていったらいいのか、その辺ちょっと考えた時なんだけど、やっぱ農協さんの方には本来であれば、寒河江地区みたいに、組織に1,000万ぐらい出していただいて、4〜50町歩規模のミニライスセンター、何か所出たんだ、あの時。4ヶ所、5ヶ所出たのかな。やっぱりなんかそういう支援プラス補助事業でもない限り、ちょっとつらいのかなあっていう。ファームひなの里さんみたい、力がある農家さんで、1,000万2,000万の設備投資なんてことないっていう組織であると。そんでも多分、次々と下屋下ろしたり、米を置く倉庫建てたり、機械は当然、3年目あたりから壊れてくるし。だから、果たしてどこまで。ライスセンターが出たわ、けど米置くとこない。なおかつ今度多分ファームは、最初から1トンパックしてるべけど、私らは途中から色選は入る、コンパックの計量器は入る、それだけでもう、極端に言うとか昔の3間5間の小屋、満杯なるみたいな設備だからさ。だから、その辺をやっぱりその地域で、その地域計画の中でも課題として、個人的にはほら30町歩50町歩ぐらいの規模のミニライスセンターを建ててていくんであれば、あれなんだけれども。やっぱり今、北谷地とか、その農協のライフセンターに、依存してる人っていうのは、もう本当にここ一、二年で、考えていかないと、どこも受け入れてくれないと。

だから奥山農園に乾燥粳摺りだけ受け入れてくれって言ったって、到底無理だべしね。自分たちだってそろそろ今の作業小屋ではあっぶあっぶだべしね。みさおちゃんファームだって、田んぼの中さ2階建てのライスセンター建てたけども、乾燥と粳摺りだけお願いするたって無理な話だべしね。だからそれはやっぱり地域の中で、だから田んぼ作りたくてもつくれなくなるっていうか、だから、みはらしの丘農園でも、今少しおっきい大きなライスセンター建てたら良かったべけども。本当は。だからそれは多分、今、堀委員言ってた通り、無くなるのすら知らなかったと。これも5年10年だけでなく明日明日なわけだ。

24時間営業のライスセンター建てるったら、そんな住宅地のそばでできるわけないだし、田んぼの野っばらに行かんねと。今、農作業所の転用なんてのは、そんなに難しくはないんだけど、やっぱりさっき言ったように山本の言う通りの設備なんかしてたら、億の金かかってしまうし。その辺はやっぱりその地域で本当に、考えてもらわないと。田んぼ田植えしたのいいけど誰も処理してくれないって、というような状況になるのかなっ

ていう。農業法人も大分出てるんだけれども、谷地の方にも、宮地さんとことか、新しく建てたりしてはいるんだけれども、多分自分とこの面積増えてくるのか。多分、そろそろいっぱいいっぱい。よそも、その搬送も引き受けるなんていう多分余裕は、ないと思うので、その辺やっぱり地域で。せっかく北谷地の場合は、ファーム吉田っていう、農業法人作ったんだから、やっぱりそこから、頑張ってもらわないと、西里もやっぱり西里ファームさんに、ちょっと状況下り坂みたいだけど、そのライスセンターなりを、起爆剤として、もう少し白山堂の方、或いは両所の方頑張ってもらわないと。

溝延みたいだね、恰好だけの営農組合では、まとまりも何もないんだけれども、その辺やっぱり各地域で、この農地を誰がするんだだけでなく、こういったこともさんなねもんだから。大豆みたいにねコンパネに積んで、1ヶ月も2ヶ月も積んでおけるんだらいいんだけれども。米一晩飯にコンパックさ積んで置いておくとは、米が濡れてしまうから。

その辺、ぜひ、話の中で、必ず作れなんていうわけじゃないんだけれども、それも含めて、農地を守るってこと、それから大事になってくると思いますので。

○ 押野委員

会長今の話で、40町歩50町歩のライスセンター作るってなると、ここ1、2年ぐらいいて、建設したいという場合に、即補助金とかが、来るのかどうか。課長もそうですが、そういうね、例えば地域計画の中で、自分は今、10町歩、私じゃないけど、10町歩作ってる人が20ぐらいにグループね、これからあった場合に、今自宅の前の作業場では到底無理だと。そういうときにその補助金がスムーズに降りてくるのかどうか。そういう情報ありますか。

○ 宇野事務局長

はい。今のところライスセンターのやつは、50町歩の規模です平場で。中山間部だと、その半分ぐらい。事業費は2分の1ぐらい国から来ます。ただ、農水省の予算も当初予算と前年度補正予算で今組み立てられてて、毎年なんかかんか補正予算出るんですね。多分、ライスセンター建てるのは、産地パワーアップ事業っていうやつで、大体補正でついてくるんです。だから秋頃、の情報持って、次年度やると。というような感じです。

○ 押野委員

溝延地区もそうですが、例えば先ほど出た●●●●さんも、ライスセンターとべにばなさんで、乾燥調製してると言う話聞きましたけども、やっぱり●●●●さんでも、もう今今動かないとちょっと大変な状況になるのかなと。谷地地区の方ですけど。

○ 議長（会長）

これ目標50町歩でなく今現在で50町歩か。

○ 宇野事務局長

目標50町歩で、今一番新しいのは、ひなの里、あれで50町歩ですね。50町歩ないとだめなんだね。

○ 布川委員

だから、今うち40何町歩で、あと。10町歩増やしてくださいって。

○ 議長（会長）

目標か。5年後ぐらい。

○ 布川委員

いや、10年で。最初課長言ってたけど、産地パワーアップって、半分助成ではないなよ。3分の1助成なのよ。うちら半分だと思って組み立ててたら、何か違うってなって。半分で進めてたら、何か助成来ないってなって、借金抱えることになって。何か産地パワーアップって、2分の1、2分の1、って書いてあっけど最後に3分の1、ってなってんのよ。何か嘘くさいんだ。

○ 議長（会長）

それでなんぼくらいなんだ。

○ 布川委員

うちんところは1億2,000万ぐらい、総額、これほんでも、機械古いな3台入れて、乾燥機3台新しいな入れて。それでそのくらいかかったな。

○ 宇野事務局長

建屋高いのよね。

○ 布川委員

建屋が8,000万くらいかかったっけかな。

○ 宇野事務局長

多分今また資材高騰してっからね、まだ高くなってるなね。

○ 議長（会長）

あれでとりあえず、なんぼ当たりの規模さしったっけのや。

○ 布川委員

50町歩だから。

○ 議長（会長）

今余裕ある、まだ。

○ 布川委員

今、何とかかんとかあと10町歩くらいは出来るかなって。実際は、43町歩くらいはしてるんだけど、実際あとどのくらいかなあ。50は出来るんねが、とJAの方には言ったんだけど。あとに関してはちょっと建物建てないと無理です。また乾燥機も1台プラスアルファとならなかつたら、米置く所なくなっちゃって。こういうその施設を増やすことによって借金さんなねからって、そんなに合わないからって、あと7町歩くらいしか出来ませんということで断ってたんだ。

○ 議長（会長）

奥山農園はあれで一杯一杯だべは。

○ 奥山職務代理

はい、今年度増える予定で乾燥機1台。

○ 議長（会長）

あの中で。

○ 奥山職務代理

はい。もう1台スペース取ってたんすよ。なので、6台体制で、はい。んでまあ、今回の40ちょっとぐらいは、いけるんじゃないかなと思って。

本当は今回の事業の方で、外さ10町歩くらいのビニールを入れたいと思ったんですけども、時期的にも短かったんで、今回は普通の、乾燥機ということでは。いずれは外に。

○ 議長（会長）

結局それ必要になってくるべは。建屋建てるよりだったらば、ずっといいのかなと思って。特に北谷地とか谷地に関しては、本当に、ミニライスセンターでも何でも、中継のやつが何ヶ所かあると良いんだべげんと、ちょっと北谷地、谷地の東部、北部かな。ちょっとその辺、やっぱりみんなの面積合わせれば、かなりの面積他から来てるものあるべから。

あと何か皆さんから、なければ議案の方を終了したいと思います。お疲れさまでした。

午後3時17分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月26日

河北町農業委員会総会議長

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---